

福島医発第 2071 号（総）

平成 22 年 2 月 17 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 横 倉 義 武

（公印省略）

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 4.1 版」の策定について

標記につきまして、日本医師会長を通じ、厚生労働省医政局長より別紙のとおり通知がまいりましたのでお送り致します。

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」は、平成 17 年 3 月 31 日に、個人情報保護に資する情報システムの運用管理、個人情報の保護に関する法律への適切な対応等について示されたものです。

今般、平成 15 年度より厚生労働省において開催されております「医療情報ネットワーク基盤検討会」において、診療録等を医療機関等以外の場所へ電気通信回線を通じて外部保存する場合の考え方等「診療録等の保存を行う場所に関する提言」がなされ、福島医発第 2069 号（地）（平成 22 年 2 月 17 日付）で通知致しましたとおり「診療録等の保存を行う場所について」改正されたことを受け、標記ガイドライン第 4.1 版の策定が行われました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、標記ガイドライン等は下記ホームページに掲載されております。

URL

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 4.1 版」

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/02/s0202-4.html>

小郡三井医師会より

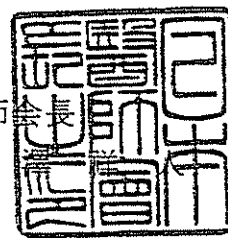
医療情報システム担当理事 松行眞門
会長 丸山 泉

日医発第 954 号(広情 39)

平成 22 年 2 月 9 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐



「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 4.1 版」の策定について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長より、本会に対して標記に関する周知方依頼がありました。

本件は、平成 17 年 3 月 31 日「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行等について」(医政発第 0331009 号 薬食発第 0331020 号 保発第 0331005 号厚生労働省医政局長 厚生労働省医薬食品局長 厚生労働省保険局長連名通知) の別添として示された「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」について、改定により第 4.1 版を策定するものがあります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会及び会員への周知方につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本ガイドラインにつきましては、下記の通り、厚生労働省ホームページにて PDF 形式で公開されております。

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 4.1 版」

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/02/s0202-4.html>

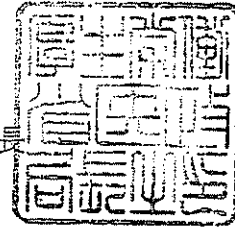
「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 4.1 版」に関する Q & A

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/02/s0201-3.html>



社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 4.1 版」の
策定について

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」は、平成 17 年 3 月 31 日「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行等について」（医政発第 0331009 号薬食発第 0331020 号保発第 0331005 号厚生労働省医政局長 厚生労働省医薬食品局長 厚生労働省保険局長連名通知）の別添として、個人情報保護に資する情報システムの運用管理、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）への適切な対応等について示したところである。

その後所要の改定を行い平成 21 年 3 月にガイドライン第 4 版が策定されているところであるが、今般、「診療録等の保存を行う場所に関する提言」（平成 21 年 11 月 2 日医療情報ネットワーク基盤検討会）がなされたことから、これを踏まえた所要の改定を行い、別添のとおり「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 4.1 版」を策定したので、貴職におかれては、御了知の上、傘下会員に周知方願いたい。

なお、都道府県知事及び地方厚生（支）局長あて別途通知しているので御了知願いたい。

あわせて、このガイドライン等については厚生労働省ホームページへの掲載も予定しているので、念のため申し添える。